

意見書案第 1 号

所有者不明土地への抜本的な対応策を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月28日

福岡市議会

議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

津田信太郎

古川清文

福田まもる

浜崎太郎

熊谷敦子

田中丈太郎

大森一馬

今林ひであき

山口剛司

とみなが正博

倉元達朗

稲員稔夫

阿部真之助

大石修二

森あや子

近藤里美

所有者不明土地への抜本的な対応策を求める意見書

2016年度の地籍調査において、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約20%に上がることが明らかにされました。また、一般財団法人国土計画協会の所有者不明土地問題研究会は、2040年には北海道本島の面積に迫る水準（約720万ヘクタール）にまで所有者不明土地が増加すると予想しています。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度があり、所有者の氏名・住所を調べても分からなければ調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できますが、探索など手続に多大な時間と労力が必要となります。

また、民法上の不在者財産管理制度や相続財産管理制度等もありますが、地方自治体がどのような場合に申立てができるかが不明確な上、不在者1人につき管理人1人を選任するため、不在者が多数に上ると手続に多大な時間と労力が掛かります。

そのため、所有者不明土地の発生を予防する仕組みの整備や放棄された土地の管理責任の所在等、土地所有のあり方について抜本的な対応策を講ずる必要があります。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、所有者の探索や有益な所有者情報へのアクセス等の改善について速やかに取り組まれるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，総務大臣，法務大臣，
農林水産大臣，国土交通大臣 宛て

議長 名